# 電子契約締結ガイド

## 令和5年10月 宝塚市総務部行政管理室契約課

GMO GlobalSign Holdings K.K.



# 1 電子契約の概要



### (1) 電子契約とは

電子契約とは、書面への押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙+押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・担保をする のではなく、クラウド型電子契約サービス上で電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での電子署名(本人確認証 明)を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。

受注者は、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、費用負担もありません。

【使用する電子契約サービス】

電子印鑑GMOサイン(GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)



電子契約の概要

#### (2) 電子契約のメリット

次のように、受注者、発注者双方にとって多くのメリットがあります。

- (1) 契約事務にかかる作業が不要(印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要)
- (2) 契約締結までの時間短縮(郵送や訪問に係る時間が不要)
- (3) コスト削減(印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代が不要)

#### 【紙の契約と電子契約の違い】

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり



#### (3) 宝塚市が対象とする契約

① 契約課が発注する下記案件のうち、入札公告等で対象と示した契約

② 委託契約、賃貸借契約、物品(供給、製造請負、修繕請負)契約 (法令等で書面化義務のある契約等を除きます。)

※対象案件は今後拡大予定

### 宝塚市の運用で電子契約の対象としないもの

- •事業者が電子契約希望届出書を市の指定する日時までに提出しない場合
- ・契約締結日から10年を超える契約期間のもの(電子署名の有効期限が10年のため)※自動更新で10年を超える場合も対象外
- ・雇用契約、補助金交付、発注書等、双方の署名による契約書等が必要でないもの
- ・法令等で書面での作成が契約の成立要件となっているもの ※以下例参照

※紙媒体での作成が必須の契約 例 (令和5年10月時点)

- ・事業用借地権設定契約書 (借地借家法第23条第3項) ・任意後見契約(任意後見法第3
- 条)・農地の賃貸借契約書(農地法第21条) ・企業担保権の設定又は変更を目的とする契約

## 2 契約締結の流れ

## (1) 電子契約に利用する電子メールアドレスの申請

#### 電子契約希望届出書

宝塚市長 様

	届出日
(契約締	<b>吉権限者</b> )
所在地	
商号又は 名称	
支店名	
識・氏名	

下記案件の入札について、落札者となった際は電子契約サービスを利用して締結することを 希望しますので、下記のとおり届け出ます。

案件番号	
案件名	
電子契約締結に利用 するメールアドレス	

【事務担当者】

部署名	
職・氏名	
電話番号	
契約手続きに利用す るメールアドレス	

#### ◆注意◆

※本案件について電子契約を希望しない場合は提出不要です。その場合は書面の契約書により契約を締結します。
※変更契約については、電子契約の希望に添えない場合があります。

#### 「電子契約希望届出書」の提出

【提出方法】

〇入札公告等の段階で、電子契約を希望する業者は 市が指定する日時までに「電子契約希望届出書」を 提出してください。

#### 【ご記入にあたって】

〇電子契約締結に利用する権限者のメールアドレス を正しく記入してください。

## (2) 署名依頼メールが届きます

メール件名「宝塚市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」



・受注者に、(1)で提出したメールアドレス宛に契約書への署名依頼のメールが届きます。

・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、
 落札決定の翌日から6開庁日以内に署名をしてください。

※期日までに電子署名されなかった場合は、書面契約に切り替えます。

## (3) アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。



契約締結の流れ【落札(決定)後】

## (4) 文書を確認します

文書 1 (1/1)	64-12 2019 (16-67-10-67) 2015/1-44
三 チェックリスト 1	1900元頁(1917世紀) 关环了智
	1 物品(物件)名
▲ 不可視著名 1 ⑦	2 納入香所
	3 納 邦 令和 羊 ( 羊) 月 日
	4 與約金額 至一 うち政引に係る消費税及び地方消費税の額
	¥-
	U to V ha
2	上部の作品 (例件) について、後日書堂様本と交往営士、各+のが早立立場に101らを営む基 ついて、1960本項によってた正が発展室(内体内集) 初時を得知し、(個用)目かって数年に れる例刊がなしったする。 本部のの起こして、事業の主要が保存し、(国産業務・国内に)上 各日 美谷市 (本市 大部のの起こして、事業の主要が保存し、(国産業務・国内に)上 各日 美谷市 (本市 国内に知道主要が保存を)目的、「個目的に同志」と参加後、今日から、大市 あり未得行 取得の日本 単分解音を)意思 97年11月から40日に数字であまず美心化し、各合その編曲的 記録を写する。
	(1) 年(年)月日
	- +
必須項目:1/1 完了する	現注者 宝煤市東岸町1乗1号
	宝绿州
全球市美的着(他品)。AS.11.1篇(1)	
<b>文書 1 (1/1)</b> (Whath) _ RG.11.1年 (1)	
<b>て書 1 (1/1)</b>	物品充實 (物件供給) 契約書
<b>之書 1 (1/1)</b> ② ② (第四) (第四) (月11:1年(1) 三チェックリスト 1 Ⅲ ■ 不可規憲名 1 ③	物品完實 (物件供給) 契約書
文書1(1/1) ② ③ (R#559795 (R#2) J-S-11-1道(1) Ξ チェックリスト1 コ ■ 不可規第名1 ③	物品完實 (物件供給) 契約書 1 <sup>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </sup>
文書1(1/1) (1865年99月 (1883) - Extination) Ξ チェックリスト1 コ ■ ▲ 不可規第名1 ⑦ 	物品売買 (物件供給) 契約書 1 1 11点(10日)5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
文書 1 (1/1) ② ③ (28652098 (982) - RAIL1(第(1)) Ξ チェックリスト1 □ ☑ ☑ 不可規署名1 ③ 3	物品売買( (物件供給) 契約書 1 市画(時時)を まを完了しますか? ンを押下すると、全ての文書に同意し署名を完了します。 <b>署名手続きを完了する</b>
文書 1 (1/1) ② ③ (2015/09/95 (1923) _PC:11:(2(1)) 三 チェックリスト1 ■ ② 不可規第名 1 ⑦ 3	わら品売空( (物件(中)(茶) 気気的書 1 日本(中))  ただだってます。  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、
Z著1(1/1) ② ③ 第6599月第(1932_35:15:15(1) ■ ② 不可税署名1 ③ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	bbd.rccg (bb/r.dl.ak) babb 1 hd.mcg 2 hd.mcg
C書1(1/1) 家田知知道 (中国山 JS-51-1世(1) 日チェックリスト1 ② 不可想要名1 ③ 3	bbd.rzgr (bb/r.th.ki) bg/br 1 tild.reps 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

 操作手順
 文書内容を確認します
 内容に問題が無ければ、【完了する】を押します。
 【完了する】をクリックするとメッセージが 表示されますので、問題なければ【署名手続 きを完了する】をクリックして署名完了です

#### 不可視署名について

〇印影の不要な「不可視署名」となります。〇印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

#### 契約締結の流れ【落札(決定)後】

## 契約締結日について

		物品	売買	((物件供給) 契約書	
ſ					
	1	物品(物件)名			
	2	納入場所			
	3	納期	令和	年(年)月日	
	4	契約金額	¥-	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
	5	契約保証金	免	除	
	6	その他			

上記の物品(物件)について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基 づいて、別話の条項によって公正な物品売買(物件供給)契約を締結し、信義に従って誠実にこ れを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行 規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的 記録を保有する。

令和年(年)月日

発注者			宝塚市東洋	洋町	1番	1号	
			宝塚市				
			宝塚市長	山	﨑	晴	恵
受注者	(所	在	地)				

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

#### <u>※注意※</u> 落札決定の翌日から6開庁日以内に 署名をしてください。

※期日までに電子署名されなかった場合は、書 面契約に切り替えます。

#### 契約締結日は空欄になっていますが、 市が署名時に入力します。

## 複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブを クリックすることで文書を選択することが可能です

● 國際部分系列編	● 業務委託契約書	0 送付状
文書 1 (1/3) 🖉 🔊		
Ξ チェックリスト1 リストを押すと該当箇所へ移動します。	秘密保持契約書	
22 🖉 署名1 💿	株式会社 <u>リンプル</u> (以下「中」という。)と <u>ウルオイ</u> 株式会社(以下 「と」という。)とは、前村(別紙に定める1時)(以下「本目的)という。)のために、 用またたスポーキャンパードオーを構成の発展(単位)に、「アルトオの本語のを書類する。	
፱፻ ፹ テ≠ストλカ1 ⊙	作主たは乙が相中方に関小する情報の秘密体内に関し、以下のとおり本規約を構成する。 第1条(秘密情報) 1 本規制において「秘密情報」とは、本規約締結日以降。本目的のために甲または 乙が相手方に開示する一切の環境をいう(以下、秘密情報を提示した者を「開示当 事者」、秘密情報を発展した者を(気如当事者」という。)。関示当事者は、単面	
■ 丁 テキスト入力2 ⊙		
■ T テキスト入力3 ©	<ul> <li>にも無耐損産交換目券者に用がする場合には、使活が物に関 示される情報に確認である許を示し、使活は算15日は内にその内容を書価化して 気能が構成でありたす。</li> <li>非認にからわず、受知目券者が以下のいずれぶに該当する情報である許を証明 にな感情報については、受知事者は、許ないうれるに該当する情報である許を証明 にな感情報については、受知事者は、許ないうれるには当する情報である許を証明 にな感情報については、受知事者がは、そのいうれるのではない、 と、だし、信頼報報情報は、我は特徴である最合注この見ずではない。</li> <li>第二体、受知事者の前にともず必然、会別となった情報         <ol> <li>第二体の状態を使用するものではない。</li> <li>第二体の状態を使用するものでは、 の、のかかいでは、受知事者の前にともず必然、 の、のかかいでは、受知事者の前にともず必然、 の、のかかいでは、受知事者の前にものする場合は、 の、のかかいでは、 の、のかかいでは、 の、のかかいでは、 たたに、管理がないていため構築         </li> <li>第二体の状態を使用するものでは、 ないためのかいでの必要がすること たいてもの強いがでの必要がする</li> <li>第二体の状態をかったでするに たいてもの分にかいての必要がする</li> </ol></li></ul>	

## (5) 署名済文書のご案内が届きます

#### 受注者、発注者双方の署名完了後、

電子署名完了のお知らせがメールで届きます。

#### メール件名「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

## メール配信日時より14日以内にURLより

<u>署名済み契約書PDFファイルをダウンロードし、保管してください。</u>

このPDFファイルが従来の契約書の受注者控えとなりますので、大切に保管してください。

※GMOサインにアカウントを登録(無料)すると、

GMOサインに保存された契約書等をいつでも確認できます。(登録は任意です。)



## 署名完了後の文書の状態

		物品	,売買	(物	件供	給)	契約書	
1	物品(物	件)名						
2	納入物	易所						
3	和	期	令和	年 (	年)	月	Ħ	
4	契約会	金額	¥-	うち取り	引に係る消 ¥ -	費税及	び地方消費税の	佰
5	契約保	証金	免	除				
6	その	他						

上記の物品(物件)について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基 づいて、別添の条項によって公正な物品売買(物件供給)契約を締結し、信義に従って誠実にこ れを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行 規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的 記録を保有する。

令和 5年(2023年) ×月 ×日

#### 不可視署名について

〇印影はありませんが、「電子署名情報」、「タ イムスタンプ情報」が付与されています。

〇印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結 でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサ インの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に 発行される「電子契約締結証明書」からご確認い ただけます。(3電子署名の確認方法参照)

 発注者
 宝塚市東洋町1番1号<br/>宝塚市<br/>宝塚市美

 宝塚市<br/>宝塚市美
 宝塚市東洋町<br/>宝塚市美

 文化者
 (所 在 地) OO(ROOD TO BE OFF<br/>(協守スに名称) OO(Rxt)会社

 (代表者職氏名) OO 00
 (〇)

## 3電子署名の確認方法

## 電子署名の確認方法①

### 【ダウンロードしたPDF上で確認】

OAdobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

#### 【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。



電子印鑑なら GMOサイン

#### ※ご利用にはアカウント登録(無料)が必要です。

### 電子署名の確認方法②

### 【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

OGMOサインの「文書管理」内の [プレビュー] 表示時に署名者の情報が確認できます。

Signing Time	1 物品(物件)名
署名者情報	2 納入場所
The second second second	3 納 期 令和 年 (年) 月 日
	4 契約金額 ¥-
に承認しました	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥一
署名者情報	5 契約保証金 免 除
に承認しま	6 そ の 他
署名者の氏名やメールアド 作業日時が記録されていま	上記の物品(物件)について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合 づいて、別添の条項によって公正な物品売買(物件供給)契約を締結し、信義に従って謝 れを履行するものとする。
	本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治 規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その 記録を保有する。

#### ※ご利用にはアカウント登録(無料)が必要です。

#### 電子署名の確認方法③

#### 【契約締結証明書で確認】

OGMOサインにログインし、「文書管理」から契約締結証明書のダウンロードが可能です。 Oプリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。 O<u>電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。</u> O契約締結した文書の左下にIDが表示され、締結証明書IDとの紐づけが可能となります。

GMO 91	r D	電子契約締結証明書	客名	名済みであり、すべての署名が有効です。	(BE
文書名 管理番号 文書作成者	経営 00000 GM0ク	委任契約書_001 )15 'ローバルサイン・ホールディングス株式会	会社	物品売買(物件供給)契約書	
全書作成者メール 締結証明書ID	7 kCX 7df	d11d5126db4c1699470984eec8	c8b02	1 物品(物件)名	
				2 納入場所	
作日時 Pアドレス	署名方法	署名者情報		3 納 期 令和 年(年)月日	
020/07/31_20:09(JST) 23.234.12.34	実印タイプ	CX GMO 大師 0 GM0クラウド株式会社 00 ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP		<ul> <li>4 契約金額 ¥- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥-</li> <li>5 契約保証金 免 除</li> <li>6 そ の 他</li> </ul>	
320/07/31 20:09(JST) 11, 23, 45, 67	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou 和gmocloud, com		上記の物品(物件)について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場 づいて、別添の条項によって公正な物品売買(物件供給)契約を締結し、信義 れを履行するものとする。 本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は	<ul> <li>いおける合意に基 に従って誠実にこ</li> <li>保有する。</li> <li>地方自治法施行</li> </ul>
20/07/31 20:09(JST)	契約印タイプ	GMO 花子		244114512645461599470994695502 契約締結証明書TDと一致し	≠đ



署名時の推奨環境

#### 以下のオペレーティングシステム、ウェブブラウザのご利用をおすすめします

#### Windows

- Windows 10 以上
- Chrome 最新版
- Internet Explorer 最新版
- Firefox 最新版
- Edge (※Chromium版) 最新版

#### Android

- Android 9.0 以上
- Chrome 最新版

※Galaxyブラウザは対応外となります。

#### Macintosh

- MacOS 10.15 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版

#### iPhone / iPad

- iOS 15以上 (iPhone8以降の端末)
- iPadOS 14 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版

#### システムのセキュリティ



#### ファイル暗号化

GMOサインでは1つ1つの契約データごとに暗号化して保管しています。



#### 通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止して います。



#### Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

電子契約に利用するお客さまの署名鍵は、Hardware Security Moduleの堅牢な環境で生成・保管しており、 不正利用を防いでいます。



#### セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断 を行っています。



**WAF** (Web Application Firewall) 不正な攻撃からもシステムを保護しています。



#### **データバックアップ** 全ての契約データを日次でバックアップを取って います。



#### ISMS27001

2006年11月にISMS(情報セキュリティマネジメント システム)の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並び に「JIS Q 27001:2014」を取得しています。

#### 印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

## 電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

### ※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/16 2/touh/t162009.htm

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これま で専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により 作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、 文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成 されたものについて課税されない」

## ※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunsh okaito/inshi\_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文 請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信し たとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同 様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙 税の課税原因は発生しない」

#### 電子帳簿保存法

## 電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、 その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMO サインの 対応 状況
①措置	<ul> <li>①タイムスタンプが付与されたデータを授受</li> <li>②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与</li> <li>③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は 訂正削除ができないシステムを採用</li> <li>④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け上記いずれかの方法を充足する必要がある(施行規則4条1~4項)</li> </ul>	・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情 報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2 号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であ っても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存 されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則2条2項1号イ) 2) システム概要書類の備付(規則2条2項1号ロ) 3) <u>検索機能</u> (規則6条6項4号1) ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1)ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2)サービスサイト上に掲載 3)取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

参考

(国税庁)電子帳簿保存法について https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/

# 5 困ったときは

お問い合わせ

## お気軽にお問い合わせください



#### 【契約手続きに関する質問】

宝塚市 総務部 行政管理室 契約課 電話番号:0797-77-2008(受付時間 平日9:00 - 17:30) メールアドレス:m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp